

自転車安全利用の啓発に係る動画制作業務委託プロポーザル募集要項

1 募集目的

近年、文京区では自転車利用者の交通事故死傷者数が増加傾向にあり、特に 10 代後半～60 代前半の年代での増加が顕著となっている。交通事故を減少させるためには、自転車安全利用の啓発が重要であるものの、これらの年代は、子どもや高齢者に比べて交通安全イベントなど対面型の啓発事業に参加する時間を確保しにくいという課題がある。また、区には坂道や幅の狭い道路など、自転車による交通事故のリスクをはらむ地理的な特徴があり、さらに、信号機のある交通量の多い三叉路や変則的な交差点など、自転車の正しい通行方法がわかりにくい交差点も複数箇所ある。

そのため、これらの年代をターゲット層として、時間や場所に関わらずスキマ時間を使って手軽に学べるオリジナリティあるショート動画を制作し、YouTube 等で公開する。本事業は、区民の自転車安全利用に対する意識及び行動変容を促すものであることから、区の地域特性を踏まえた魅力ある動画内容であることが求められる。

そこで、プロポーザル方式により、事業者の総合的な能力を評価し、最も適切な事業者を選定する。

2 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 委託内容

「仕様書（案）」のとおり

4 提案限度額

9,350 千円（税込）

※提案限度額を超えた見積価格の提案は、無効とします。

※提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではありません。

5 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たすこと。

- (1) 公的機関からの動画制作委託受注実績があること。
- (2) 対象業務における文京区での競争入札参加資格を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (4) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18 文総契第 347 号。以下「指名停止要綱」という。）による指名停止を受けていないこと。

- (5) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23 文総契第 306 号）第 4 条第 1 項の入札参加除外措置を受けていないこと。

6 スケジュール

- | | |
|----------------------------|---------------------------------|
| (1) 公募要項の公表 | 1 月 22 日（木）から 2 月 9 日（月）まで |
| (2) 参加希望書の提出期限 | 1 月 30 日（金）15 時 |
| (3) 質問受付期間 | 1 月 22 日（木）から 1 月 30 日（金）15 時まで |
| (4) 質問中間回答期限 | 1 月 29 日（木） |
| (5) 質問回答期限 | 2 月 4 日（水） |
| (6) 提出書類受付期間 | 2 月 2 日（月）から 2 月 9 日（月）15 時まで |
| (7) 第一次審査 | 2 月 18 日（水） |
| (8) 第一次審査結果通知発送（全参加事業者） | 2 月 20 日（金） |
| (9) 第二次審査 | 3 月 3 日（火） |
| (10) 最終結果通知発送（第二次審査全参加事業者） | 3 月下旬頃 |
| (11) 契約締結 | 4 月 1 日（水） |

7 提出書類の配布

- (1) 期間
令和 8 年 1 月 22 日（木）から 令和 8 年 2 月 9 日（月）まで
- (2) 配布方法
区ホームページからダウンロードすること。
「事業者の方へ」⇒「事業者向けプロポーザル」⇒「自転車安全利用の啓発に係る動画制作業務委託」

8 プロポーザル参加希望書

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、【様式 1】「プロポーザル参加希望書」を必ず提出すること。

なお、受付期間に参加希望書の提出がない場合は、参加申込書及び提案書類は受け付けない。

- (1) 提出期限
令和 8 年 1 月 30 日（金）15 時まで

- (2) 提出方法
電子メール本文に事業者名、担当者氏名、連絡先を明記の上、【様式 1】「プロポーザル参加希望書」を作成してメールフォームに添付し、次の件名により文京区土木部管理課まで電子メールにて送信すること。また、参加希望書提出後、管理課へ電話（03-5803-1244）にて到着確認をすること。

なお、メールサーバによる遅延等を理由に提出期限に間に合わなかった場合も、区は、

一切責任を負わないものとする。

件名：「自転車の安全利用に係る啓発動画制作業務委託：プロポーザル参加希望」

メールアドレス：b450500●city.bunkyo.lg.jp

(注) ●を@に変換して使用（以下、同様とする。）

9 質問・回答

本プロポーザルの内容について質問がある場合は、次のとおり受け付けるものとする。

(1) 受付期間

1月22日（木）から1月30日（金）15時まで

(2) 受付方法

電子メール（b450500●city.bunkyo.lg.jp）にて受け付ける。

① 件名

【事業者名】プロポーザル質問（自転車の安全利用に係る啓発動画制作業務委託）

② 入力内容

事業者名、部署名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス

質問内容は、様式「質問票」に記入して、添付すること。

③ 申込先

文京区土木部管理課宛て

(3) 回答方法

様式「参加希望書」を提出した全事業者に対し、2月4日（水）までに、同じ内容を電子メールにて回答する。

(4) その他

① 持参、口頭又はFAXによる質問は、受け付けない。

② 質問に対する回答は、本募集要項、仕様書等を補完するものとする。

10 応募方法

提出書類受付期間中に、次の書類を作成し、提出すること。

なお、作成にあたっては、企画提案書類等作成要領等を参照すること。

(1) 提出書類

No.	提出書類	様式番号	部数
1	参加申込書 ※東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格審査受付票の写し（両面をコピーしたもの）を添付すること。	様式2号	1部
2	企画提案書	指定様式なし	正本1部、副本1部 選定用8部 計10部

3	業務受託実績書	様式3号	同上
4	業務実施体制書	様式4号	同上
5	法人概要	指定様式なし	1部
6	法人組織図	指定様式なし	同上
7	見積書	指定様式なし	同上

(2) 提出部数

- ① 提出部数等 10部（正本1部・副本1部・選定用ファイル8部）
- ② 正本に添付する書類は原本とすること。
- ③ 副本に添付する書類は正本の写しとすること。
- ④ 選定用ファイルについては、10(1)2から4までの正本の写しとすること。また、電子データをCD-RまたはDVD-Rにて1部提出すること。

(3) 提出体裁

- ① 書類は、原則としてA4版とすること。
- ② 両面印刷（但し、内容の異なるものは表裏1枚としないこと。）とすること。
- ③ 10(1)の2から4までは、各ページの下部に通し番号を付すること。
- ④ 10(1)の2から4までに「目次」をつけ、左側2か所をステープラ等で留め、書類ごとにインデックスを付けること。
- ⑤ 用紙方向を横長とするページがある場合は、用紙の上側を左側とすること。
- ⑥ 10(1)の2から4までについては、事業者の名称等事業者が特定される情報を記載しないこと。
- ⑦ 結果通知用の封筒をあわせて提出すること。封筒は、A4用紙を封入できるサイズのものであれば可とする。また、110円分の切手を貼付し、宛名を記載しておくこと。

(4) 提出について

関係書類一式の提出をもって、本募集要項の記載事項を承諾し、参加するものとみなす。

- ① 受付期間
令和8年2月2日(月)から令和8年2月9日(月)15時まで
- ② 受付時間
10時から17時まで（ただし、最終日は15時までとし、正午から13時までを除く。）
- ③ 提出
持参のみとする。その他の方法により提出された書類は無効とするので注意すること。あらかじめ、事業担当者に電話連絡の上、提出書類等を文京区土木部管理課（文京シビックセンター19階南側）まで持参すること。
- ④ 留意事項
 - ア 受付期間を過ぎてなされた提出は、理由の如何を問わず無効とする。
 - イ 不慮の事故による紛失については、考慮しない。
 - ウ 受付後は、区が求めた場合を除き、提出書類の差替え、追加等の変更は一切行うことができないものとする。

11 選定方法及び結果通知

選定は、プロポーザル方式により、選定委員会によって次のとおり審査する。

(1) 第一次審査

第一次審査は、事業者から提出された企画提案書等を基に書類審査により、委託候補事業者を上位3者程度選定する。

(2) 第二次審査

第二次審査は、第一次審査で選定された事業者から、企画提案書等に基づき1者当たり30分以内でプレゼンテーションを行う。その後、選定委員から30分程度の質疑応答を行う（パワーポイントの使用も可能、機器については事前に申告をした場合、プロジェクター及びスクリーンは区が準備する。パソコンについては事業者側で準備すること。）。

なお、プレゼンテーションは、本件受託時に中心的役割を担う者（プロジェクトマネージャー及びプロデューサー）が行うこと。

※プロジェクトマネージャー及びプロデューサーは、業務受託時に変更できないので注意すること。

(3) 委託候補事業者の選定

委託候補事業者は、第一次審査と第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第1位、総合評価点の2番目に高い事業者を契約交渉順位第2位として選定する。

ただし、区が設定した基準点を下回った候補者は、順位に関わらず選定しない。

(4) 結果の通知及び公表

① 第一次審査及び第二次審査による選定結果は、参加事業者に対し書面により通知する。

なお、第一次審査で選定された事業者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通知する。

② 最終結果は、第二次審査を行ったすべての事業者に結果のみを郵送で通知する。

③ 審査の透明性を図るため、次の項目をホームページで公表する。

なお、審査結果に係る問合せには応じない。

【公表する項目】

ア 件名

イ 業務概要

ウ 選定した日

エ 契約交渉順位第1位の事業者名及び所在地

オ 契約交渉順位第1位の事業者が提案した見積金額

カ 選定結果（参加者名は、番号等に置き換えます。）

12 情報公開の取扱い

文京区情報公開条例(平成12年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。)に基づき、情報公開請求があった場合は、条例第7条第3号に該当する事業者の不利益情報を除き、公開する。

なお、公開の可否は、区が判断する。

13 提供する資料の取扱い

区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の目的の範囲内であっても、区の下承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

14 無効・失格

- (1) 企画提案書等の内容に虚偽の記載がある場合又は本募集要項に適合しない場合は、無効とする。
- (2) 参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とする。
- (3) 提案限度額を超えた見積価格の提案があった場合は、無効とする。
- (4) 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、失格とする。
- (5) 他の事業者等の応募を妨害した場合は、失格とする。
- (6) (1)、(4)及び(5)の場合は、指名停止要綱に基づき、指名停止を行うことがある。

15 契約

契約に当たっては、契約交渉順位第1位の事業者と提案内容に基づき仕様内容を協議の上決定する。契約交渉順位第1位の事業者との協議が不調となった場合は、契約交渉順位第2位の事業者を繰上げ、協議を行う。

16 その他

- (1) 参加申込書及び企画提案書等（以下「参加申込書等」という。）の作成及び提出に係る費用は、全て参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出された参加申込書等は、返却しない。
- (3) 提出された参加申込書等は、本プロポーザル以外に参加する事業者が無断で使用しない。
- (4) 提出期限後における参加申込書等の差替え及び再提出は、原則として認めない。
- (5) 提出された資料については、今後、文京区において動画制作に関する事業を検討する際の内部資料として活用する場合がある。
- (6) 参加申込書等を提出した後に辞退する場合には、直ちに電話にて事業執行担当者ま

で連絡の上、参加辞退届（様式第6号）を応募書類提出先へ郵送又は持参にて提出すること。

なお、辞退の受付は、2月10日（火）15時までとする。

(6) 本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により定める。

17 事業担当

文京区土木部管理課交通安全係 担当者名 武居・赤岡

TEL. 03-5803-1244

FAX. 03-5803-1359